

一般財団法人 戸田育英基金

2027 年度 奨学金

奨学生募集要項

1. 奨学金概要

経済的な理由により修学が困難な状況にある大学生に対し、返済義務のない給付型奨学金を支給することにより、次世代を担う人材の育成及び高等教育の機会均等に寄与することを目的として、本奨学金を実施します。

(1) 給付月額：10 万円（年額 120 万円）

給付型（当財団からの奨学金は、返済義務はありません）

他の奨学金（貸与、給付）との併給可

(2) 給付対象期間：2027 年 4 月～2028 年 3 月

(3) 給付方法：1 か月に 1 度、本人名義の金融機関口座へ振込にて給付

2. 応募資格

以下のいずれの各項にも該当する者

- ・ 日本国籍を有する者
- ・ 関東圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県、栃木県）に所在する大学に在学する者
- ・ 2027 年 4 月 1 日時点において 4 年制大学の 1 年生から 2 年生である者
- ・ 2027 年 4 月 1 日時点において 30 歳未満の者
- ・ 家計支持者（原則として父母。父母がいない場合は主に家計を支える者）の合計所得金額の合計が 800 万円未満である者
- ・ 大学長、学部長または学科長が推薦する者
- ・ 学業に対する意欲を持ち、努力を続ける者

3. 募集概要

(1) 募集期間

2026 年 12 月 1 日～2027 年 1 月 31 日

※応募者が 30 名に達した場合は、期限前に締め切ることがあります。

(2) 一次審査（書類選考）期間

2027 年 2 月 1 日～2027 年 2 月 15 日

(3) 二次審査期間

2027 年 2 月 16 日～2027 年 2 月末日

(4) 公表時期

2027 年 3 月中旬

(5) 募集人数

3 名程度

4. 応募方法

当財団のホームページの応募フォームに登録してください。

応募フォームに必要事項を記入し、別に指定するテーマで小論文を A 4 サイズ（800～1000 字）の Word または PDF で作成し提出してください。

応募フォーム及び論文テーマは 2026 年 11 月 1 日に先行公開予定です。

一次審査は登録された内容が応募資格を満たしていることを確認します。

一次審査を合格した応募者にはメールにて、合否の連絡を行います。

一次審査合格者は、下記の書類を提出してください。①の推薦書のみ郵送、②～⑤の書類は A4 縦長の PDF にして 1 つのファイルにまとめ圧縮の上、当財団事務局宛メール添付により提出をしてください。

(1) 提出書類

① 大学長、学部長または学科長の推薦書

② 顔写真付き学生証（顔写真付き学生証が無い場合は、写真（縦 4 cm×3 cm）を別に PDF で提出してください。）

③ 在学証明書

④ 学業成績証明書（1 年生の場合は不要、2 年生の場合は 1 年生の通年の成績証明書）

⑤ 家計支持者の所得を確認できる書類（「公的所得証明書（課税証明書）」「源泉徴収票」「納税証明書」「確定申告書（収支内訳書を含む）」等のいずれか 1 書類で、前年の家

計支持者の合計所得金額が分かるもの。源泉徴収票による場合は「給与所得控除後の金額」により確認します。)

(2) 提出先メールアドレス

jimukyoku@toda-scholarshipfund.or.jp

5. 問い合わせ先

問い合わせは、当財団事務局宛メールでお願いします。電話でのお問い合わせは、ご遠慮下さい。メールで問い合わせ等をする場合の件名は、「2027 年度奨学金について」として下さい。

当財団事務局メールアドレス：jimukyoku@toda-scholarshipfund.or.jp

6. 選考・採用内定

選考は、提出された小論文の評価を主として行います。二次審査の結果が同点であり、募集人数の当落線上にある場合は、大学学部の偏差値、在学中の成績等を参考として選考します。

なお、選考にあたり必要と認める場合は、面談をお願いすることがあります。

応募いただいたデータ及び書類について、選考委員会が選考を行い、その結果を踏まえ理事会の決議により採用を決定します。

採用内定者は、本人に通知するとともに、当財団のホームページで公表（内定者の人数と概要のみ）を行います。

7. 採用者の手続き

(1) 振込先情報

奨学金の振込先金融機関口座情報（本人名義に限る）を所定の方法により指定する期日までに届け出てください。

(2) 誓約事項及び同意事項

記載事項を確認し、本人及び保護者等が署名のうえ、PDF を指定する期日までに当財団事務局宛てにメールで送ってください。

8. 奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

(1) 在籍証明と成績表を期日までに提出すること

(2) 下記の場合、所定の方法により当財団へ届け出ること

- ① 休学するとき
- ② 復学するとき
- ③ 留学するとき
- ④ 在籍校より停学処分を受けたとき
- ⑤ 学籍を失ったとき
- ⑥ 最短修業年限で卒業できる見込みがなくなったとき
- ⑦ 他の専門学校及び大学等に転学・編入学、転学部（科）することが決まったとき
- ⑧ 当財団の奨学金受給を辞退するとき
- ⑨ 当財団に登録した情報等（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき

9. 奨学金の一時停止

以下の場合、奨学金の給付を一時停止します。

- ① 休学したとき
- ② 休学を伴って留学したとき
- ③ 「8. 奨学生の義務（1）」の提出義務を適切に果たさなかったとき

10. 奨学生の資格喪失

下記の事由に該当したときは、当財団の奨学生としての資格を失うこととなります。

- ① 停学となったとき
- ② 学籍を失ったとき（ただし、転学・編入学を除く）
- ③ 奨学生自身が努力を怠ったことなど本人の責めに帰すべき事由により最短修業年限で卒業できないことが確定したとき
- ④ 奨学生より辞退の申し出があったとき
- ⑤ 奨学金の給付一時停止後、当財団が奨学生に提示する停止解除の要件を適切に満たさなかったとき
- ⑥ 正当な理由なく、「8. 奨学生の義務（1）」の提出義務を継続して果たさなかったとき

- ⑦ 学業成績又は品行が著しく不良であるとき
- ⑧ 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき

1 1. 個人情報の取扱いについて

応募の際に提出していただく個人情報は、奨学生の募集、選考、採用、及び当財団が奨学金給付事業を継続・遂行するために必要となる業務以外には使用いたしません。

1 2. その他

当財団の奨学金給付は、卒業後の進路等について制約を課すものではありません。